

奈良市公報

第 2 9 3 号

平成25年 6月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集…………… 1
- 一般競争入札の実施（7件）…………… 1
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 5
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…………… 5
- 自動車臨時運行許可番号標番号の失効…………… 6
- 予防接種の実施の一部改正…………… 6
- 街区の区域及び街区符号の変更…………… 7
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出（2件）… 7
- 開発行為に関する工事の完了…………… 7
- 大和都市計画下水道事業の事業計画変更図書の写しの公衆縦覧…………… 7
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）…………… 7
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）…………… 8
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 9
- 住居番号の設定…………… 9
- 放置自転車等の保管…………… 9
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 9
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 9
- 放置自転車等の保管……………10
- 住居番号の変更……………10
- 奈良市対象保険年金に係る個人住民税の過誤納金相当額の支給に関する要綱を廃止する告示……………10
- 道路の区域変更……………10
- 道路の供用開始……………16
- 一般競争入札の実施（5件）……………22
- 予防接種の実施の一部改正……………26
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………26
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………26
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………26
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………26

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施……………27
- 奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定……………27

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催……………27

選挙管理委員会

- 選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧……………28
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧……………28

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集……………28

災 害 対 策 本 部

- 奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示……………28

告 示

奈良市告示第297号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成25年 5月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略

（平成25年 5月1日揭示済）

奈良市告示第298号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年 5月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 入札に付する事項

東部第2－2地区管路施設工事（水間）26工区・12工区（単独）ほか34件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項（入札参加者に必要な資格）
 - (1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）並びに建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない

者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成25年5月1日揭示済)

奈良市告示第299号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年5月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

測量設計業務委託（和田町地内・東部第292号線）ほか11件（各業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項（入札参加者に必要な資格）

(1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している測量・建設コンサルタント等業者であること。

(3) 業務ごとに別表の参加資格に掲げる等級（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(6) 当該業務に関して必要な資格を有している、次の技術者を配置できること。（管理技術者と照査技術者は

兼ねることはできません。）

ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者

イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各業務の開札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、奈良市電子入札システムからダウンロードできます。）

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成25年5月1日揭示済)

奈良市告示第300号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年5月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 右京小学校耐震補強設計業務委託

(2) 業務場所 奈良市右京四丁目11番地の1

(3) 業務期間 契約の日から平成26年1月15日までとする。

(4) 業務概要 設計業務委託 校舎 3棟

(5) 予定価格 9,959千円（消費税及び地方消費税を除く。）

(6) 最低制限基準価格 7,846千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

(1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築関係建設コンサルタント業務（建築設計）に登録されている者（新規を除く。）

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、雇用関係にある構造設計一級建築士が1名以上所属していること。

(3) 平成15年度以降（過去10年間）において、国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注した公共建築物の耐震補強設計業務等の元請として履行した実績を有する者であること。

(4) 当該業務に雇用関係のある次の技術者（建築士法第2条第2項に規定する一級建築士）を配置できること。

(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)

- ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
- イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者

(5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成25年5月1日から平成25年6月12日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年6月13日 午後4時00分

以下省略

(平成25年5月1日揭示済)

奈良市告示第301号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年5月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 庁舎北棟非常用発電機室棟及びサーバー室新設に伴う建築設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年9月30日までとする。
- (4) 業務概要 設計業務委託
庁舎北棟非常用発電機棟一式
庁舎北棟サーバー室設置一式
- (5) 予定価格 8,111千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 6,218千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築関係建設コンサルタント業務(建築設計)に登録されている者(新規を除く。)
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、雇用関係にある設備設計一級建築士又は建築設備士が1名以上所属し

ていること。

(3) 当該業務に雇用関係のある次の技術者(建築士法第2条第2項に規定する一級建築士)を配置できること。

(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)

ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者

イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成25年5月1日から平成25年6月12日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年6月13日 午前9時30分

以下省略

(平成25年5月1日揭示済)

奈良市告示第302号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年5月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 東市小学校耐震補強設計業務委託
- (2) 業務場所 奈良市古市町268番地
- (3) 業務期間 契約の日から平成26年1月15日までとする。
- (4) 業務概要 設計業務委託 校舎 3棟
- (5) 予定価格 10,254千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限基準価格 7,995千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築関係建設コンサルタント業務(建築設計)に登録されている者(新規を除く。)
- (2) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、雇用関係にある構造設計一級建築士が1名以上所属していること。

- (3) 平成15年度以降（過去10年間）において、国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注した公共建築物の耐震補強設計業務等の元請として履行した実績を有する者であること。
 - (4) 当該業務に雇用関係のある次の技術者（建築士法第2条第2項に規定する一級建築士）を配置できること。
(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)
ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
 - (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
平成25年5月1日から平成25年6月12日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。）
- 4 開札の場所及び日時
奈良市役所 入札室
平成25年6月13日 午後1時30分

以下省略

(平成25年5月1日揭示済)

奈良市告示第303号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年5月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務名 西大寺北小学校耐震補強設計業務委託
 - (2) 業務場所 奈良市西大寺赤田町一丁目6番1号
 - (3) 業務期間 契約の日から平成26年1月15日までとする。
 - (4) 業務概要 設計業務委託 校舎 4棟
 - (5) 予定価格 12,953千円（消費税及び地方消費税を除く。）
 - (6) 最低制限基準価格 10,210千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次の条件に定める基準を全て満たすものであること。
- (1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建築関係建設コンサルタント業務（建築設計）に登録されている者（新規を除く。）

- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、雇用関係にある構造設計一級建築士が1名以上所属していること。
 - (3) 平成15年度以降（過去10年間）において、国、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注した公共建築物の耐震補強設計業務等の元請として履行した実績を有する者であること。
 - (4) 当該業務に雇用関係のある次の技術者（建築士法第2条第2項に規定する一級建築士）を配置できること。
(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)
ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
 - (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
平成25年5月1日から平成25年6月12日まで（奈良市の休日を含める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。）
- 4 開札の場所及び日時
奈良市役所 入札室
平成25年6月13日 午前11時30分

以下省略

(平成25年5月1日揭示済)

奈良市告示第304号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年5月1日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 業務名 奈良市公共下水道単独処理区合理化検討業務委託
 - (2) 業務場所 奈良市公共下水道単独処理区
 - (3) 業務期間 契約の日から平成26年2月28日までとする。
 - (4) 業務概要 単独公共下水道合理化検討 一式
下水道法による事業計画B 一式
都市計画事業申請図書作成B 一式
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、建設コンサルタント下水道部門の登録があり、次の条件

に定める基準を全て満たすものであること。(新規を除く。)

- (1) 奈良県内に本店又は営業所(当該営業所が本市における入札参加資格を有する者に限る。)を有していること。
 - (2) 平成10年度以降(過去15年間)において、地方公共団体、特殊法人、独立行政法人又は国の出先機関の発注した次に掲げる各業務について、元請けとして履行した実績を有する者であること。
 - ア 公共下水道全体計画策定業務(計画人口10万人以上、かつ、対象面積3,000ha以上であること。見直しを含む。)
 - イ 下水道法(昭和33年法律第79号)による事業計画策定業務(見直しを含む。)
 - ウ 汚水処理場(公共下水道、特定環境保全公共下水道又は農業集落排水事業)の統合又は廃止に係る検討業務
 - (3) 当該業務に次の技術者を配置できること。(管理技術者と照査技術者は兼ねることはできません。)
 - ア 業務の技術上の管理を行う管理技術者
 - イ 成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時
- 3 供用を開始する排水施設の位置

平成25年5月1日から平成25年6月12日まで(奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(仕様書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年6月13日 午前10時00分

以下省略

(平成25年5月1日揭示済)

奈良市告示第305号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成25年5月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成25年5月1日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成25年5月15日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市学園新田町、百楽園五丁目、中山町、三条町、今辻子町、下三条町及び油阪地方町の各一部

管渠番号	起点	終点
鶴舞西第1幹線-42	奈良市学園新田町2849-1	奈良市学園新田町2849-1
鶴舞西第1幹線-43	奈良市百楽園五丁目2818-2-1-1	奈良市百楽園五丁目2818-31
中山幹線-74	奈良市中山町1322-1	奈良市中山町1319
油阪幹線-26	奈良市三条町489-2	奈良市下三条町27-2
油阪幹線-27	奈良市三条町489-2	奈良市下三条町27-2
油阪幹線-28	奈良市今辻子町32-3	奈良市今辻子町45-4
油阪幹線-29	奈良市今辻子町32-3	奈良市今辻子町45-4
油阪幹線-30	奈良市下三条町53-2	奈良市上三条町22-4
油阪幹線-31	奈良市下三条町53-2	奈良市上三条町22-4
油阪幹線-32	奈良市油阪地方町10-2	奈良市油阪地方町8-3

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成25年5月1日揭示済)

奈良市告示第306号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第53条第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サー

ビス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第78条の11第1号、第85条第1号、第115条の10第1号及び第115条の20第1号の規定により公示します。

平成25年5月1日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指 定 年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970105892	奈良市小倉町1231番地の2	ケアプランセンター OHANA	奈良市小倉町1231番地の2	OHANA 合同会社	平成25年 5月1日
2990100196	奈良市学園大和町三丁目4番	グループホーム アン ジェロ三碓の里	奈良市帝塚山二丁目21番21号	医療法人あすか会	平成25年 5月1日
2990100204	奈良市学園大和町三丁目4番	小規模多機能ホーム アンジェロ三碓の里	奈良市帝塚山二丁目21番21号	医療法人あすか会	平成25年 5月1日
2960190656	奈良市帝塚山二丁目21番21号	訪問看護ステーション アンジェロ	奈良市帝塚山二丁目21番21号	医療法人あすか会	平成25年 5月1日
2970105900	奈良市大宮町三丁目4番18号	新大宮ケアプランセン ター	奈良市大宮町三丁目4番18号	春季トレーディング 有限会社	平成25年 5月1日
2970105926	奈良市東九条町752番地	ケアプランセンター おうとく	奈良市東九条町752番地	医療法人 応篤会	平成25年 5月1日

(平成25年5月1日掲示済)

おり告示します。

平成25年5月1日

奈良市告示第307号

自動車臨時運行許可番号標番号を失効したので、次のと

奈良市長 仲川元庸

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所・氏名	許可年月日
奈良 2200	平成25年5月1日	省略	平成23年4月20日
奈良 2370	平成25年5月1日	省略	平成23年5月20日
奈良 2231	平成25年5月1日	省略	平成23年5月25日
奈良 2319	平成25年5月1日	省略	平成23年5月27日
奈良 2366	平成25年5月1日	省略	平成23年6月10日
奈良 2369	平成25年5月1日	省略	平成23年6月13日
奈良 2325	平成25年5月1日	省略	平成23年7月5日
奈良 2367	平成25年5月1日	省略	平成23年8月1日
奈良 2176	平成25年5月1日	省略	平成23年8月22日
奈良 2379	平成25年5月1日	省略	平成23年11月9日
奈良 2235	平成25年5月1日	省略	平成23年11月18日
奈良 2375	平成25年5月1日	省略	平成24年1月27日
奈良 2357	平成25年5月1日	省略	平成24年3月15日
奈良 2271	平成25年5月1日	省略	平成24年3月21日
奈良 2338	平成25年5月1日	省略	平成24年3月21日
奈良 2234	平成25年5月1日	省略	平成24年3月22日
奈良 2365	平成25年5月1日	省略	平成24年3月20日
奈良 2399	平成25年5月1日	省略	平成24年8月17日

(平成25年5月1日掲示済)

を次のように改正する。

平成25年5月1日

奈良市告示第308号

平成25年奈良市告示第238号（予防接種の実施）の一部

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成25年 5月 1日 揭示済)

奈良市告示第309号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成25年 5月 1日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更の年月日
平成25年 5月 1日
- 2 街区の区域及び街区符号
(1) 西大寺南町の一部
別図1を別図2に示すとおり変更します。

別図1及び別図2省略

(平成25年 5月 1日 揭示済)

奈良市告示第310号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、柚ノ川町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年 5月 2日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市柚ノ川町335番地	奈良市柚ノ川町730番地の2
代表者の氏名及び住所	今西 静雄 奈良市柚ノ川町335番地	巽 一郎 奈良市柚ノ川町730番地の2

- 2 変更の年月日 平成25年 4月21日
(平成25年 5月 2日 揭示済)

奈良市告示第311号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成25年 5月 2日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 代表者の変更（1回目）

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	下久保 建次 奈良市秋篠町588番地の3	中西 町男 奈良市秋篠町969番地の55

変更の年月日 平成24年 4月 8日

- 2 代表者の変更（2回目）

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	中西 町男 奈良市秋篠町969番地の55	酒井 豊 奈良市秋篠町583番地の7

変更の年月日 平成25年 4月 7日

(平成25年 5月 2日 揭示済)

奈良市告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成25年 5月 2日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成25年 2月18日 奈良市指令都整開 第12A-44号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成25年 5月 2日 第1354号
公共施設 平成25年 5月 2日 第620号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市八条五丁目437番10の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府岸和田市土生町5丁目11番16号
医療法人宝山会 理事長 小南 重憲
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市八条五丁目437番10の一部
(平成25年 5月 2日 揭示済)

奈良市告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、国土交通省近畿地方整備局長より大和都市計画下水道事業の事業計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定に基づき、次の場所において公衆の縦覧に供します。

平成25年 5月 7日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 仲川 元庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市建設部下水道室下水道建設課

縦覧期間

平成25年 5月 7日から平成30年 3月31日まで

(平成25年 5月 7日 揭示済)

奈良市告示第314号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため

の法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成25年5月7日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業者名称	郵便番号	事業者住所	事業所名称	郵便番号	事業所住所	サービス種類	指定更新日	指定有効期限
2910100888	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	障害者支援施設いずみ園	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町249	生活介護	平成25年5月1日	平成31年4月30日
2910100888	社会福祉法人ならやま会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町2532-3	障害者支援施設いずみ園	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町249	施設入所支援	平成25年5月1日	平成31年4月30日
2910100896	社会福祉法人中川会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町167	フリーシュタッドなかがわⅠ番館	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町167	生活介護	平成25年5月1日	平成31年4月30日
2910100896	社会福祉法人中川会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町167	フリーシュタッドなかがわⅠ番館	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町167	短期入所	平成25年5月1日	平成31年4月30日
2910100896	社会福祉法人中川会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町167	フリーシュタッドなかがわⅠ番館	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町167	施設入所支援	平成25年5月1日	平成31年4月30日
2910100904	社会福祉法人中川会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町167	フリーシュタッドなかがわⅡ番館	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町167	生活介護	平成25年5月1日	平成31年4月30日
2910100904	社会福祉法人中川会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町167	フリーシュタッドなかがわⅡ番館	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町167	施設入所支援	平成25年5月1日	平成31年4月30日
2910100912	社会福祉法人中川会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町167	プレゼントなかがわ	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町167	生活介護	平成25年5月1日	平成31年4月30日
2910100912	社会福祉法人中川会	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町167	プレゼントなかがわ	630-8104	奈良県奈良市奈良阪町167	短期入所	平成25年5月1日	平成31年4月30日

(平成25年5月7日揭示済)

とおりに指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年5月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第315号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ヘルパーステーションあきしの	奈良県奈良市秋篠町1432-1	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成24年11月1日 平成24年11月1日
医療法人 泰山会	大阪府大阪市北区中崎西3丁目3番40号		

(平成25年5月7日揭示済)

とおりに指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年5月7日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第316号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		
ケアプランセンター O H A N A	奈良県奈良市小倉町1231-2	居宅介護支援事業（介護計画作成）	平成25年5月1日
O H A N A 合同会社	奈良県奈良市小倉町1231-2		

(平成25年5月7日揭示済)

奈良市告示第317号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年5月7日
奈良市長 仲川元庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	ポシブル高の原ライト	奈良県奈良市押熊町1278-1	ポシブル株式会社	平成25年3月1日
新	ポシブル高の原next	奈良県奈良市押熊町1278-1	ポシブル医科学株式会社	

(平成25年5月7日揭示済)

奈良市告示第318号
奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成25年5月8日
奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略
(平成25年5月8日揭示済)

- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先
奈良市市民生活部 防犯・交通安全課
電話0742-34-1111代表
(平成25年5月9日揭示済)

奈良市告示第319号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成25年5月9日
奈良市長 仲川元庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成25年5月9日

3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

奈良市告示第320号
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第3条の規定により告示します。

平成25年5月10日
奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
川中 紀邦	医療法人心篤会 奈良東九条病院	奈良市東九条町752番地	内科 (じん臓機能障害)	平成25年3月28日

(平成25年5月10日揭示済)

奈良市告示第321号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桜ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

- 平成25年5月10日
奈良市長 仲川元庸
- 1 変更があった事項及びその内容
- | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|---------|-------------------|-------------------|
| 事務所の所在地 | 奈良市都祁白石町1304番地の14 | 奈良市都祁白石町1304番地の20 |

代表者の氏名 及び住所	北谷 知宏 奈良市都祁白石町 1304番地の14	今住 博勝 奈良市都祁白石町 1304番地の20
----------------	--------------------------------	--------------------------------

2 変更があった年月日 平成25年4月1日
(平成25年5月10日揭示済)

奈良市告示第322号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成25年5月10日
奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成25年5月10日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺
及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成25年5月10日揭示済)

奈良市告示第323号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を

更したので、同条第4項の規定により告示します。
平成25年5月13日
奈良市長 仲川元庸
次のとおり省略
(平成25年5月13日揭示済)

奈良市告示第324号

奈良市対象保険年金に係る個人住民税の過誤納金相当額の支給に関する要綱を廃止する告示を次のように定める。
平成25年5月14日
奈良市長 仲川元庸
奈良市対象保険年金に係る個人住民税の過誤納金相当額の支給に関する要綱を廃止する告示
奈良市対象保険年金に係る個人住民税の過誤納金相当額の支給に関する要綱（平成23年奈良市告示第536号）は、廃止する。
附 則
この告示は、平成25年5月14日から施行する。
(平成25年5月14日揭示済)

奈良市告示第325号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。
その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。
平成25年5月14日
奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	学園南三丁目963番261地先から	前	10.00~6.80	240.3	12-12-2.4 12-13-3
		学園南三丁目914番29地先まで	後	26.00~13.80	240.3	
2	油阪芝辻線	大宮町一丁目58番3地先から	前	24.10~24.10	6.1	13-25-1
		大宮二丁目82番5地先まで	後	24.10~24.10	6.1	
3	三条線	下三条町39番3地先から	前	9.00~8.93	220.7	14-21-1
		上三条町7番5地先まで	後	16.18~12.60	220.7	
4	六条奈良阪線	林小路町8番1地先から	前	17.98~17.96	83.7	14-21-1
		上三条町23番4地先まで	後	17.98~17.96	83.7	
5	歌姫佐紀線	歌姫町2034番地先から	前	7.60~2.10	508.0	13-3-1.2
		佐紀町2060番地先まで	後	7.60~2.50	508.0	
6	歌姫佐紀線	佐紀町2046番10地先から	前	3.75~2.51	508.0	13-3-2
		佐紀町2055番3地先まで	後	4.30~3.40	508.0	
7	北之庄八島線	南永井町145番1地先から	前	7.93~6.41	201.8	26-1-1
		南永井町98番1地先まで	後	9.04~6.41	201.8	
8	柳生下線	柳生下町408番4地先から	前	6.90~4.00	46.2	3-21
		柳生下町408番1地先まで	後	7.00~4.00	46.2	

9	丹生北野山線	丹生町1158番 1 地先から	前	7.20～4.00	114.2	17- 7
		丹生町1168番地先まで	後	7.20～6.00	114.2	
10	水間別所線	別所町293番地先から	前	9.00～2.30	63.6	23-24
		別所町367番地先まで	後	9.30～2.30	63.6	
11	南田原長谷線	南田原町418番 1 地先から	前	3.50～3.20	54.7	28- 1
		南田原町51番地先まで	後	4.70～3.60	54.7	
12	東部第17号線	須川町898番地先から	前	5.90～2.30	65.0	9-11
		須川町886番地先まで	後	5.90～2.60	65.0	
13	東部第30号線	須川町2113番 3 地先から	前	3.60～2.00	28.6	9-11
		須川町2126番地先まで	後	4.90～2.30	28.6	
14	東部第32号線	須川町2134番地先から	前	12.00～1.80	189.5	9-11
		須川町2175番地先まで	後	10.50～2.00	189.5	
15	東部第46号線	須川町527番 1 地先から	前	4.00～1.50	38.6	8-20
		須川町527番 3 地先まで	後	4.00～1.50	38.6	
16	東部第105号線	下狭川町1637番地先から	前	6.80～2.80	149.1	2-16
		下狭川町2021番地先まで	後	7.40～2.80	149.1	
17	東部第119号線	西狭川町645番地先から	前	5.50～3.90	16.2	1-25
		西狭川町436番地先まで	後	5.80～3.90	16.2	
18	東部第183号線	邑地町1491番 1 地先から	前	5.20～2.80	110.0	10- 8
		邑地町1395番 1 地先まで	後	5.90～4.00	110.0	
19	東部第186号線	邑地町748番 1 地先から	前	9.00～3.80	96.2	10-13
		邑地町678番 3 地先まで	後	9.00～3.80	96.2	
20	東部第241号線	水間町3231番 1 地先から	前	4.80～2.20	52.5	23-15
		水間町2761番 1 地先まで	後	5.20～2.20	52.5	
21	東部第262号線	長谷町1716番地先から	前	4.00～2.20	32.9	28-16
		長谷町1597番地先まで	後	5.40～2.30	32.9	
22	東部第263号線	長谷町1046番地先から	前	6.20～2.80	66.9	28-11
		長谷町1052番地先まで	後	6.40～5.00	66.9	
23	東部第276号線	矢田原町186番 3 地先から	前	4.90～3.30	28.3	22-24
		矢田原町1115番 1 地先まで	後	4.90～3.30	28.3	
24	東部第294号線	和田町83番地先から	前	3.50～2.00	92.6	22-20
		和田町1003番地先まで	後	3.50～2.80	92.6	
25	東部第300号線	北椿尾町1797番地先から	前	2.70～2.10	39.7	27-18
		北椿尾町1787番地先まで	後	4.50～2.20	39.7	
26	南部第 1 号線	八条一丁目17番 1 地先から	前	4.70～2.91	86.4	20-14- 3
		八条一丁目59番地先まで	後	4.70～3.52	86.4	
27	南部第123号線	東九条町988番地先から	前	4.80～3.80	32.1	20-14- 4
		東九条町1213番地先まで	後	4.80～3.62	32.1	

28	南部第136号線	東九条町277番1地先から	前	4.00～2.60	97.5	20-20-3
		東九条町285番地先まで	後	4.70～3.80	97.5	
29	南部第189号線	神殿町492番地先から	前	4.00～3.05	82.4	21-16-1
		神殿町522番地先まで	後	5.20～3.15	82.4	
30	南部第478号線	山町1122番1地先から	前	6.00～2.40	66.9	26-9
		山町1053番地先まで	後	6.50～2.60	66.9	
31	北部第88号線	水門町48番4地先から	前	5.78～4.02	117.2	14-17-2
		水門町98番地先まで	後	6.51～5.25	117.2	
32	北部第112号線	川上町148番地先から	前	7.00～2.20	28.7	14-3-4
		川上町912番地先まで	後	7.20～4.20	28.7	
33	北部第115号線	川上町69番3地先から	前	3.88～3.57	65.3	14-7-4
		川上町70番1地先まで	後	3.95～3.65	65.3	
34	北部第130号線	般若寺町285番2地先から	前	6.15～4.90	137.2	14-7-2
		般若寺町226番1地先まで	後	6.15～5.12	137.2	
35	北部第233号線	鹿野園町14番4地先から	前	5.10～3.40	54.6	21-18-2
		鹿野園町699番1地先まで	後	5.45～4.60	54.6	
36	北部第236号線	高畑町22番1地先から	前	3.07～2.38	35.7	21-8-1.3
		高畑町38番3地先まで	後	3.36～2.38	35.7	
37	北部第266号線	肘塚町236番地先から	前	3.00～1.35	94.9	21-6-4
		肘塚町8番3地先まで	後	3.00～1.97	94.9	
38	北部第282号線	南魚屋町294番5地先から	前	7.31～5.00	109.0	21-1-1
		大森町83番7地先まで	後	7.31～5.37	109.0	
39	北部第283号線	大森町276番2地先から	前	4.81～2.70	82.0	21-1-1
		大森町278番1地先まで	後	7.61～5.50	82.0	
40	北部第316号線	南肘塚町99番1地先から	前	4.40～4.06	83.6	21-12-1 21-11-2
		南肘塚町139番10地先まで	後	4.50～3.98	83.6	
41	北部第321号線	南京終町695番地先から	前	9.60～7.20	31.8	20-15-2
		南京終町710番1地先まで	後	9.80～7.60	31.8	
42	北部第392号線	林小路町54番3地先から	前	3.38～3.17	75.4	14-21-1
		下三条町47番1地先まで	後	3.20～3.17	75.4	
43	北部第397号線	法蓮町1446番1地先から	前	4.10～3.10	81.1	13-9-4
		法蓮町510番1地先まで	後	4.39～3.30	81.1	
44	北部第428号線	半田開町46番7地先から	前	6.40～4.70	36.8	14-6-4
		半田開町32番1地先まで	後	6.30～6.08	36.8	
45	北部第446号線	西包永町22番2地先から	前	8.60～3.66	73.4	14-11-2.4
		西笹鉾町30番2地先まで	後	8.54～3.66	73.4	
46	北部第493号線	法蓮町380番3地先から	前	5.30～4.20	54.4	13-14-4
		法蓮町178番5地先まで	後	6.42～5.30	54.4	

47	北部第509号線	法華寺町629番地先から	前	4.20～3.80	49.2	13-13-4
		法華寺町448番4地先まで	後	4.20～3.65	49.2	
48	北部第531号線	法蓮町198番1地先から	前	4.70～4.70	9.7	13-14-4
		法蓮町178番5地先まで	後	4.70～4.70	9.7	
49	北部第535号線	川上町141番地先から	前	2.60～2.10	149.4	14-3-4
		川上町743番地先まで	後	4.20～2.10	149.4	
50	北部第535号線	川上町208番地先から	前	4.00～1.20	149.4	14-3-4
		川上町212番地先まで	後	4.00～2.00	149.4	
51	北部第551号線	白毫寺町930番地先から	前	4.00～0.80	134.9	21-9-3 21-8-4
		白毫寺町689番2地先まで	後	3.00～1.30	134.9	
52	中部第31号線	押熊町233番3地先から	前	8.27～4.45	49.7	5-14-4
		押熊町230番1地先まで	後	8.27～4.45	49.7	
53	中部第52号線	中山町1742番1地先から	前	9.35～3.40	71.9	5-20-3.4
		中山町1744番1地先まで	後	6.15～5.22	71.9	
54	中部第115号線	敷島町一丁目1066番2地先から	前	7.60～3.40	45.1	5-24-4 12-4-2
		敷島町一丁目1074番地先まで	後	7.60～3.92	45.1	
55	中部第123号線	敷島町一丁目1637番1地先から	前	5.20～1.90	70.1	5-24-4
		敷島町一丁目1080番2地先まで	後	5.20～2.75	70.1	
56	中部第153号線	中山町1453番5地先から	前	2.80～1.20	50.0	5-20-3
		中山町1577番地先まで	後	2.80～1.20	50.0	
57	中部第260号線	三条大路四丁目479番1地先から	前	2.90～2.56	44.0	13-22-1
		三条大路五丁目470番1地先まで	後	2.66～2.54	44.0	
58	中部第264号線	三条大路二丁目529番1地先から	前	10.18～4.97	193.4	13-18-3 13-23-1
		三条大路二丁目496番3地先まで	後	10.18～6.12	193.4	
59	中部第301号線	五条町209番1地先から	前	3.38～3.31	17.3	20-2-1
		五条町212番4地先まで	後	3.38～3.31	17.3	
60	中部第464号線	六条一丁目795番3地先から	前	3.55～2.73	48.9	19-10-2
		六条一丁目793番11地先まで	後	3.75～3.48	48.9	
61	中部第636号線	大宮町二丁目82番66地先から	前	5.63～5.11	32.7	13-25-1
		大宮町二丁目82番64地先まで	後	5.53～5.20	32.7	
62	中部第639号線	三条本町1097番地先から	前	25.03～25.00	65.9	13-25-1.3
		三条本町1209番地先まで	後	25.41～25.00	65.9	
63	中部第647号線	大宮二丁目94番4地先から	前	14.80～10.82	298.6	13-25-1
		三条本町1087番地先まで	後	19.40～11.60	298.6	
64	中部第647号線	大宮一丁目502番地先から	前	8.95～7.08	298.6	13-25-2
		大宮町一丁目12番5地先まで	後	16.80～15.70	298.6	
65	中部第666号線	三条松町636番3地先から	前	12.09～12.02	50.1	13-24-3
		三条松町637番2地先まで	後	12.64～12.02	50.1	

66	中部第678号線	西大寺赤田町一丁目974番3地先から	前	9.60~4.07	180.4	12-10-1
		西大寺赤田町一丁目848番地先まで	後	12.00~5.25	180.4	
67	中部第684号線	西大寺野神町一丁目1559番地先から	前	6.40~3.83	63.0	12-10-3.4
		西大寺野神町一丁目1597番4地先まで	後	6.92~4.20	63.0	
68	中部第685号線	西大寺野神町一丁目607番地先から	前	2.71~1.53	36.3	12-10-4
		西大寺野神町一丁目606番地先まで	後	3.40~1.61	36.3	
69	中部第736号線	宝来町934番1地先から	前	5.80~4.50	28.2	12-20-3
		宝来町928番11地先まで	後	6.10~5.48	28.2	
70	中部第756号線	平松一丁目1481番地先から	前	3.10~2.00	27.9	13-21-3
		平松一丁目84番1地先まで	後	3.10~2.30	27.9	
71	中部第769号線	平松一丁目243番1地先から	前	6.80~5.60	28.3	19-5-2
		平松一丁目242番1地先まで	後	6.80~4.80	28.3	
72	中部第771号線	平松一丁目77番2地先から	前	2.30~1.92	29.7	12-25-4
		平松一丁目868番1地先まで	後	2.03~1.65	29.7	
73	中部第776号線	平松一丁目93番3地先から	前	8.29~4.30	40.8	19-5-2
		平松一丁目242番3地先まで	後	7.75~4.05	40.8	
74	中部第831号線	宝来四丁目522番2地先から	前	3.00~2.20	70.5	12-24-2
		宝来四丁目540番地先まで	後	2.70~2.40	70.5	
75	中部第844号線	宝来町1126番地先から	前	4.20~2.25	131.6	12-19-4
		宝来町483番地先まで	後	7.75~4.20	131.6	
76	中部第856号線	疋田町三丁目606番10地先から	前	5.30~2.55	74.8	12-14-4
		疋田町三丁目621番1地先まで	後	5.30~4.05	74.8	
77	中部第1335号線	中山町1413番1地先から	前	5.68~5.66	42.0	5-20-1
		中山町1417番5地先まで	後	6.00~5.68	42.0	
78	中部第1462号線	中山町42番1地先から	前	8.70~7.40	33.2	5-25-1
		中山町45番100地先まで	後	9.65~8.70	33.2	
79	西部第86号線	あやめ池北二丁目1169番14地先から	前	13.96~13.60	19.9	12-4-3
		あやめ池北一丁目1060番1地先まで	後	13.96~13.60	19.9	
80	西部第341号線	学園南一丁目963番237地先から	前	6.05~3.90	186.1	12-8-3
		学園南一丁目963番73地先まで	後	6.38~4.35	186.1	
81	西部第356号線	学園南三丁目931番11地先から	前	6.05~3.90	71.2	12-12-2
		学園南二丁目963番258地先まで	後	6.03~3.90	71.2	
82	西部第359号線	学園南三丁目931番11地先から	前	4.87~4.69	94.3	12-12-4
		学園南二丁目915番54地先まで	後	5.62~4.70	94.3	
83	西部第372号線	藤ノ木台一丁目706番3地先から	前	6.75~3.54	125.2	12-17-4
		藤ノ木台一丁目700番2地先まで	後	7.94~4.60	125.2	
84	西部第372号線	藤ノ木台一丁目670番1地先から	前	8.10~6.50	125.2	12-22-2
		藤ノ木台一丁目669番2地先まで	後	9.30~7.90	125.2	

85	西部第425号線	学園南三丁目931番132地先から	前	4.51～4.50	19.7	12-12-4
		学園南三丁目931番381地先まで	後	4.60～4.53	19.7	
86	西部第535号線	二名一丁目2367番地先から	前	5.33～4.85	158.4	4-25-4 5-21-3
		二名一丁目2419番2地先まで	後	7.29～4.85	158.4	
87	西部第791号線	三碓六丁目1168番2地先から	前	6.35～3.80	58.8	12-16-3
		三碓六丁目1103番3地先まで	後	7.58～4.25	58.8	
88	西部第792号線	三碓六丁目1107番地先から	前	5.70～2.50	84.7	12-16-3
		三碓六丁目1079番2地先まで	後	5.75～3.73	84.7	
89	西部第934号線	三松三丁目666番地先から	前	5.55～3.18	211.5	11-5-3.4 11-10-2
		三松一丁目732番2地先まで	後	6.92～3.77	211.5	
90	西部第937号線	三松三丁目642番3地先から	前	4.50～3.80	47.3	11-5-3
		三松三丁目668番地先まで	後	5.15～3.80	47.3	
91	西部第943号線	三碓一丁目642番2地先から	前	2.78～1.90	59.3	12-11-3
		三碓一丁目643番28地先まで	後	3.89～2.55	59.3	
92	西部第1031号線	中山町西一丁目779番31地先から	前	5.16～3.05	63.9	5-22-2
		中山町西一丁目780番1地先まで	後	5.75～3.05	63.9	
93	西部第1157号線	中町4758番2地先から	前	19.00～13.00	208.2	19-8-1
		中町4814番地先まで	後	19.40～15.00	208.2	
94	西部第1297号線	中登美ヶ丘六丁目11番1地先から	前	13.00～12.13	180.2	5-7-2.4
		二名町4571番1地先まで	後	18.53～17.50	180.2	
95	西部第1299号線	押熊町2660番1地先から	前	12.00～12.00	97.7	5-7-2
		中登美ヶ丘六丁目16番地先まで	後	17.50～17.46	97.7	
96	西部第1317号線	あやめ池北一丁目1327番1地先から	前	17.03～7.00	44.5	12-8-2
		あやめ池北一丁目1355番28地先まで	後	17.03～13.50	44.5	
97	石打砂原線	月ヶ瀬石打3140番5地先から	前	5.00～3.00	41.1	4-18
		月ヶ瀬石打2936番1地先まで	後	5.00～3.20	41.1	
98	尾山治田新線	月ヶ瀬尾山2100番1地先から	前	5.00～2.60	68.8	7-1
		月ヶ瀬尾山2098番6地先まで	後	7.00～2.60	68.8	
99	月瀬宮山線	月ヶ瀬月瀬198番1地先から	前	8.20～3.90	46.4	6-3
		月ヶ瀬月瀬209番地先まで	後	14.20～4.00	46.4	
100	桃香野桃広2号線	月ヶ瀬桃香野2014番3地先から	前	5.40～3.10	54.3	5-15
		月ヶ瀬桃香野2007番3地先まで	後	5.40～3.10	54.3	
101	柚の川線	荻町1624番地先から	前	14.70～8.00	18.7	B-43
		荻町1618番1地先まで	後	14.70～8.00	18.7	
102	荻・前川線	荻町248番地先から	前	12.60～2.70	38.8	J-13
		荻町237番1地先まで	後	12.60～2.70	38.8	
103	北部第185号線	高畑町169番1地先から	前	5.20～2.30	46.1	21-8-1
		高畑町171番地先まで	後	8.05～3.00	46.1	

104	北部第518号線	法華寺町1267番1地先から	前	4.95~4.55	66.3	13-14-1
		法華寺町1359番地先まで	後	6.31~4.55	66.3	
105	中部第222号線	佐紀町3037番地先から	前	3.80~1.20	30.7	13-7-1
		佐紀町3036番1地先まで	後	1.20~0.91	30.7	
106	中部第427号線	五条西二丁目1202番250地先から	前	4.66~4.62	41.6	19-4-3
		五条西二丁目1202番159地先まで	後	4.66~3.90	41.6	
107	中部第1099号線	右京五丁目1番2地先から	前	6.10~6.10	89.3	6-7-3
		右京五丁目2番1地先まで	後	6.10~6.10	89.3	
108	中部第1269号線	疋田町四丁目125番1地先から	前	16.40~8.98	28.2	12-19-2
		疋田町四丁目131番1地先まで	後	16.40~8.98	28.2	
109	中部第267号線	中山町西三丁目210番25地先から	前	6.06~6.03	92.0	5-24-1
		中山町西三丁目210番59地先まで	後	7.24~6.03	92.0	

(平成25年5月14日揭示済) 始します。

奈良市告示第326号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成25年5月14日から次のように道路の供用を開

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成25年5月14日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	学園南三丁目963番261地先から	26.00~13.80	240.3	
		学園南三丁目914番29地先まで			
2	油阪芝辻線	大宮町一丁目58番3地先から	24.10~24.10	6.1	
		大宮二丁目82番5地先まで			
3	三条線	下三条町39番3地先から	16.18~12.60	220.7	
		上三条町7番5地先まで			
4	六条奈良阪線	林小路町8番1地先から	17.98~17.96	83.7	
		上三条町23番4地先まで			
5	歌姫佐紀線	歌姫町2034番地先から	7.60~2.50	508.0	
		佐紀町2060番地先まで			
6	歌姫佐紀線	佐紀町2046番10地先から	4.30~3.40	508.0	
		佐紀町2055番3地先まで			
7	北之庄八島線	南永井町145番1地先から	9.04~6.41	201.8	
		南永井町98番1地先まで			
8	柳生下線	柳生下町408番4地先から	7.00~4.00	46.2	
		柳生下町408番1地先まで			
9	丹生北野山線	丹生町1158番1地先から	7.20~6.00	114.2	
		丹生町1168番地先まで			
10	水間別所線	別所町293番地先から	9.30~2.30	63.6	
		別所町367番地先まで			

11	南田原長谷線	南田原町418番1地先から	4.70～3.60	54.7	
		南田原町51番地先まで			
12	東部第17号線	須川町898番地先から	5.90～2.60	65.0	
		須川町886番地先まで			
13	東部第30号線	須川町2113番3地先から	4.90～2.30	28.6	
		須川町2126番地先まで			
14	東部第32号線	須川町2134番地先から	10.50～2.00	189.5	
		須川町2175番地先まで			
15	東部第46号線	須川町527番1地先から	4.00～1.50	38.6	
		須川町527番3地先まで			
16	東部第105号線	下狭川町1637番地先から	7.40～2.80	149.1	
		下狭川町2021番地先まで			
17	東部第119号線	西狭川町645番地先から	5.80～3.90	16.2	
		西狭川町436番地先まで			
18	東部第183号線	邑地町1491番1地先から	5.90～4.00	110.0	
		邑地町1395番1地先まで			
19	東部第186号線	邑地町748番1地先から	9.00～3.80	96.2	
		邑地町678番3地先まで			
20	東部第241号線	水間町3231番1地先から	5.20～2.20	52.5	
		水間町2761番1地先まで			
21	東部第262号線	長谷町1716番地先から	5.40～2.30	32.9	
		長谷町1597番地先まで			
22	東部第263号線	長谷町1046番地先から	6.40～5.00	66.9	
		長谷町1052番地先まで			
23	東部第276号線	矢田原町186番3地先から	4.90～3.30	28.3	
		矢田原町1115番1地先まで			
24	東部第294号線	和田町83番地先から	3.50～2.80	92.6	
		和田町1003番地先まで			
25	東部第300号線	北椿尾町1797番地先から	4.50～2.20	39.7	
		北椿尾町1787番地先まで			
26	南部第1号線	八条一丁目17番1地先から	4.70～3.52	86.4	
		八条一丁目59番地先まで			
27	南部第123号線	東九条町988番地先から	4.80～3.62	32.1	
		東九条町1213番地先まで			
28	南部第136号線	東九条町277番1地先から	4.70～3.80	97.5	
		東九条町285番地先まで			

29	南部第189号線	神殿町492番地先から	5.20～3.15	82.4	
		神殿町522番地先まで			
30	南部第478号線	山町1122番1地先から	6.50～2.60	66.9	
		山町1053番地先まで			
31	北部第88号線	水門町48番4地先から	6.51～5.25	117.2	
		水門町98番地先まで			
32	北部第112号線	川上町148番地先から	7.20～4.20	28.7	
		川上町912番地先まで			
33	北部第115号線	川上町69番3地先から	3.95～3.65	65.3	
		川上町70番1地先まで			
34	北部第130号線	般若寺町285番2地先から	6.15～5.12	137.2	
		般若寺町226番1地先まで			
35	北部第233号線	鹿野園町14番4地先から	5.45～4.60	54.6	
		鹿野園町699番1地先まで			
36	北部第236号線	高畑町22番1地先から	3.36～2.38	35.7	
		高畑町38番3地先まで			
37	北部第266号線	肘塚町236番地先から	3.00～1.97	94.9	
		肘塚町8番3地先まで			
38	北部第282号線	南魚屋町294番5地先から	7.31～5.37	109.0	
		大森町83番7地先まで			
39	北部第283号線	大森町276番2地先から	7.61～5.50	82.0	
		大森町278番1地先まで			
40	北部第316号線	南肘塚町99番1地先から	4.50～3.98	83.6	
		南肘塚町139番10地先まで			
41	北部第321号線	南京終町695番地先から	9.80～7.60	31.8	
		南京終町710番1地先まで			
42	北部第392号線	林小路町54番3地先から	3.20～3.17	75.4	
		下三条町47番1地先まで			
43	北部第397号線	法蓮町1446番1地先から	4.39～3.30	81.1	
		法蓮町510番1地先まで			
44	北部第428号線	半田開町46番7地先から	6.30～6.08	36.8	
		半田開町32番1地先まで			
45	北部第446号線	西包永町22番2地先から	8.54～3.66	73.4	
		西笹鉾町30番2地先まで			
46	北部第493号線	法蓮町380番3地先から	6.42～5.30	54.4	
		法蓮町178番5地先まで			

47	北部第509号線	法華寺町629番地先から	4.20～3.65	49.2	
		法華寺町448番4地先まで			
48	北部第531号線	法蓮町198番1地先から	4.70～4.70	9.7	
		法蓮町178番5地先まで			
49	北部第535号線	川上町141番地先から	4.20～2.10	149.4	
		川上町743番地先まで			
50	北部第535号線	川上町208番地先から	4.00～2.00	149.4	
		川上町212番地先まで			
51	北部第551号線	白毫寺町930番地先から	3.00～1.30	134.9	
		白毫寺町689番2地先まで			
52	中部第31号線	押熊町233番3地先から	8.27～4.45	49.7	
		押熊町230番1地先まで			
53	中部第52号線	中山町1742番1地先から	6.15～5.22	71.9	
		中山町1744番1地先まで			
54	中部第115号線	敷島町一丁目1066番2地先から	7.60～3.92	45.1	
		敷島町一丁目1074番地先まで			
55	中部第123号線	敷島町一丁目1637番1地先から	5.20～2.75	70.1	
		敷島町一丁目1080番2地先まで			
56	中部第153号線	中山町1453番5地先から	2.80～1.20	50.0	
		中山町1577番地先まで			
57	中部第260号線	三条大路四丁目479番1地先から	2.66～2.54	44.0	
		三条大路五丁目470番1地先まで			
58	中部第264号線	三条大路二丁目529番1地先から	10.18～6.12	193.4	
		三条大路二丁目496番3地先まで			
59	中部第301号線	五条町209番1地先から	3.38～3.31	17.3	
		五条町212番4地先まで			
60	中部第464号線	六条一丁目795番3地先から	3.75～3.48	48.9	
		六条一丁目793番11地先まで			
61	中部第636号線	大宮町二丁目82番66地先から	5.53～5.20	32.7	
		大宮町二丁目82番64地先まで			
62	中部第639号線	三条本町1097番地先から	25.41～25.00	65.9	
		三条本町1209番地先まで			
63	中部第647号線	大宮二丁目94番4地先から	19.40～11.60	298.6	
		三条本町1087番地先まで			
64	中部第647号線	大宮一丁目502番地先から	16.80～15.70	298.6	
		大宮町一丁目12番5地先まで			

65	中部第666号線	三条桧町636番3地先から	12.64~12.02	50.1	
		三条桧町637番2地先まで			
66	中部第678号線	西大寺赤田町一丁目974番3地先から	12.00~5.25	180.4	
		西大寺赤田町一丁目848番地先まで			
67	中部第684号線	西大寺野神町一丁目1559番地先から	6.92~4.20	63.0	
		西大寺野神町一丁目1597番4地先まで			
68	中部第685号線	西大寺野神町一丁目607番地先から	3.40~1.61	36.3	
		西大寺野神町一丁目606番地先まで			
69	中部第736号線	宝来町934番1地先から	6.10~5.48	28.2	
		宝来町928番11地先まで			
70	中部第756号線	平松一丁目1481番地先から	3.10~2.30	27.9	
		平松一丁目84番1地先まで			
71	中部第769号線	平松一丁目243番1地先から	6.80~4.80	28.3	
		平松一丁目242番1地先まで			
72	中部第771号線	平松一丁目77番2地先から	2.03~1.65	29.7	
		平松一丁目868番1地先まで			
73	中部第776号線	平松一丁目93番3地先から	7.75~4.05	40.8	
		平松一丁目242番3地先まで			
74	中部第831号線	宝来四丁目522番2地先から	2.70~2.40	70.5	
		宝来四丁目540番地先まで			
75	中部第844号線	宝来町1126番地先から	7.75~4.20	131.6	
		宝来町483番地先まで			
76	中部第856号線	疋田町三丁目606番10地先から	5.30~4.05	74.8	
		疋田町三丁目621番1地先まで			
77	中部第1335号線	中山町1413番1地先から	6.00~5.68	42.0	
		中山町1417番5地先まで			
78	中部第1462号線	中山町42番1地先から	9.65~8.70	33.2	
		中山町45番100地先まで			
79	西部第86号線	あやめ池北二丁目1169番14地先から	13.96~13.60	19.9	
		あやめ池北一丁目1060番1地先まで			
80	西部第341号線	学園南一丁目963番237地先から	6.38~4.35	186.1	
		学園南一丁目963番73地先まで			
81	西部第356号線	学園南三丁目931番11地先から	6.03~3.90	71.2	
		学園南二丁目963番258地先まで			
82	西部第359号線	学園南三丁目931番11地先から	5.62~4.70	94.3	
		学園南二丁目915番54地先まで			

83	西部第372号線	藤ノ木台一丁目706番3地先から	7.94~4.60	125.2	
		藤ノ木台一丁目700番2地先まで			
84	西部第372号線	藤ノ木台一丁目670番1地先から	9.30~7.90	125.2	
		藤ノ木台一丁目669番2地先まで			
85	西部第425号線	学園南三丁目931番132地先から	4.60~4.53	19.7	
		学園南三丁目931番381地先まで			
86	西部第535号線	二名一丁目2367番地先から	7.29~4.85	158.4	
		二名一丁目2419番2地先まで			
87	西部第791号線	三碓六丁目1168番2地先から	7.58~4.25	58.8	
		三碓六丁目1103番3地先まで			
88	西部第792号線	三碓六丁目1107番地先から	5.75~3.73	84.7	
		三碓六丁目1079番2地先まで			
89	西部第934号線	三松三丁目666番地先から	6.92~3.77	211.5	
		三松一丁目732番2地先まで			
90	西部第937号線	三松三丁目642番3地先から	5.15~3.80	47.3	
		三松三丁目668番地先まで			
91	西部第943号線	三碓一丁目642番2地先から	3.89~2.55	59.3	
		三碓一丁目643番28地先まで			
92	西部第1031号線	中山町西一丁目779番31地先から	5.75~3.05	63.9	
		中山町西一丁目780番1地先まで			
93	西部第1157号線	中町4758番2地先から	19.40~15.00	208.2	
		中町4814番地先まで			
94	西部第1297号線	中登美ヶ丘六丁目11番1地先から	18.53~17.50	180.2	
		二名町4571番1地先まで			
95	西部第1299号線	押熊町2660番1地先から	17.50~17.46	97.7	
		中登美ヶ丘六丁目16番地先まで			
96	西部第1317号線	あやめ池北一丁目1327番1地先から	17.03~13.50	44.5	
		あやめ池北一丁目1355番28地先まで			
97	石打砂原線	月ヶ瀬石打3140番5地先から	5.00~3.20	41.1	
		月ヶ瀬石打2936番1地先まで			
98	尾山治田新線	月ヶ瀬尾山2100番1地先から	7.00~2.60	68.8	
		月ヶ瀬尾山2098番6地先まで			
99	月ヶ瀬宮山線	月ヶ瀬月ヶ瀬198番1地先から	14.20~4.00	46.4	
		月ヶ瀬月ヶ瀬209番地先まで			
100	桃香野桃広2号線	月ヶ瀬桃香野2014番3地先から	5.40~3.10	54.3	
		月ヶ瀬桃香野2007番3地先まで			

101	柚の川線	荻町1624番地先から	14.70～8.00	18.7	
		荻町1618番1地先まで			
102	荻・前川線	荻町248番地先から	12.60～2.70	38.8	
		荻町237番1地先まで			
103	北部第185号線	高畑町169番1地先から	8.05～3.00	46.1	
		高畑町171番地先まで			
104	北部第518号線	法華寺町1267番1地先から	6.31～4.55	66.3	
		法華寺町1359番地先まで			
105	中部第222号線	佐紀町3037番地先から	1.20～0.91	30.7	
		佐紀町3036番1地先まで			
106	中部第427号線	五条西二丁目1202番250地先から	4.66～3.90	41.6	
		五条西二丁目1202番159地先まで			
107	中部第1099号線	右京五丁目1番2地先から	6.10～6.10	89.3	
		右京五丁目2番1地先まで			
108	中部第1269号線	疋田町四丁目125番1地先から	16.40～8.98	28.2	
		疋田町四丁目131番1地先まで			
109	中部第267号線	中山町西三丁目210番25地先から	7.24～6.03	92.0	
		中山町西三丁目210番59地先まで			

(平成25年5月14日揭示済)

奈良市告示第327号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年5月15日

奈良市長 仲川 元 庸

1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	奈良市障害者福祉基本計画策定業務
業務内容	障害者基本法に基づき、本市における障害者の状況等を踏まえ、障害者のための施策に関する基本的な計画として「奈良市障害者福祉基本計画」を策定する。計画期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間。
委託期間	契約の日から平成26年3月31日まで
契約形式	委託契約

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない

者であること。

- (2) 市税（奈良市外の事業者にあつては国税）を滞納していないこと。
- (3) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員及びその構成員でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員でないこと。
- (7) 過去3年以内に地方公共団体の発注業務において、本入札業務（障害者福祉基本計画策定）と同様の受託実績（平成22年4月1日から平成25年3月31日の間に完了した業務）若しくは、福祉関係の計画策定業務の受託実績（平成22年4月1日から平成25年3月31日の間に完了した業務）を有する事業者であること。

3 募集要項等を示す日時及び場所

- (1) 日時
平成25年 5月15日(水) から平成25年 5月27日(月) まで(日曜日、祝日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 場所
奈良市保健福祉部障がい福祉課(奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所中央棟1階)

4 入札参加申請受付の日時及び申請方法

- (1) 日時
平成25年 5月15日(水) から平成25年 5月27日(月) まで(日曜日、祝日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
送付の場合は、平成25年 5月27日(月) 必着

- (2) 申請方法
直接持参又は送付

- (3) 提出場所
奈良市保健福祉部障がい福祉課(担当:企画管理係)
〒630-8580
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 中央棟1階

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 入札の日時
平成25年 6月 4日(火) 午後2時から

- (2) 開札の日時
入札締切り後、直ちに開札

- (3) 入札及び開札の場所
奈良市役所 入札室

以下省略

(平成25年 5月15日掲示済)

奈良市告示第328号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年 5月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

富雄北小学校校舎耐震補強工事ほか46件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
(入札参加者に必要な資格)

- (1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。
(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定

値に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

- (6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。(特定建設工事共同企業体での参加者に必要な資格)

2者又は3者による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員が次の各号に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者であること。

- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級がBに格付されていること。

- (3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。

ア 代表者(監理技術者を1名以上専任で配置)

- (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

- (イ) 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

- (ウ) 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

イ 代表者以外の構成員(1名以上専任で配置)

- (ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

- (イ) 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

- (ウ) 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (6) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 場所

奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、奈良市

電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所
奈良市役所入札室

5 開札の日時
別表のとおり

以下省略
(平成25年5月15日揭示済)

奈良市告示第329号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成25年5月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 (仮称) 認定こども園 都跡幼稚園設備改修その他工事
- (2) 工事場所 奈良市四条大路五丁目2番55号
- (3) 工事期間 契約の日から平成25年9月27日までとする。
- (4) 工事概要 建築主体工事一式 電気設備工事一式 機械設備工事一式
- (5) 予定価格 55,610千円(消費税及び地方消費税を除く。)
- (6) 最低制限モデル型算出価格 47,237千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、電気一式工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 奈良市内に建設業法第3条に規定する本店又は営業所を有している者
- (2) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書(有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。)の結果における電気一式工事の総合評定値が800点以上であり、特定建設業の許可を有していること。
- (3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ア 一級電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。
 - ウ 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない

者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
平成25年5月15日から平成25年6月26日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所
奈良市総務部契約室契約課(設計図書等は、CDによる貸出し又は閲覧とします。)

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室
平成25年6月27日 午前9時30分

以下省略

(平成25年5月15日揭示済)

奈良市告示第330号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年5月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 3, 1号炉排ガス施設点検整備補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 業務期間 契約の日から平成25年12月27日までとする。
- (4) 業務概要 焼却炉施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。
焼却炉(全連続燃焼ストーカ式)処理能力 120 t/日

1	燃焼設備補修	一式
2	ガス冷却設備補修	一式
3	空気予熱設備補修	一式
4	減温塔設備補修	一式
5	排ガス処理設備補修	一式
6	通風設備補修	一式
7	受入供給設備補修	一式
8	熱分解設備補修(No.1)	一式

- (5) 予定価格 91,942千円(消費税及び地方消費税を除く。)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、機械器具設置工事又は清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

(1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。

(2) 告示日以前において、国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設（焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。）の排ガス施設点検整備補修に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。

(3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該業務に専任で配置できること。

ア 機械器具設置工事又は清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者（指導監督的な実務経験者等）であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成25年5月15日から平成25年6月26日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年6月27日 午前10時00分

以下省略

（平成25年5月15日揭示済）

奈良市告示第331号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成25年5月15日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

(1) 業務名 3, 1号炉点検整備補修

(2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」

(3) 業務期間 契約の日から平成25年12月27日までとする。

(4) 業務概要 焼却炉施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。

焼却炉（全連続燃焼ストーカ式）処理能力 120 t/日

1 燃焼設備補修 一式

2 ガス冷却設備及び空気予熱器補修 一式

3 灰出設備補修（破押出機設備） 一式

(5) 予定価格 142,851千円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年度奈良市建設工事等入札参加資格者のうち、機械器具設置工事又は清掃施設工事の資格を有する建設業者であって、次の条件に定める基準を全て満たすものであること。（新規を除く。）

(1) 建設業法第27条の23第1項の規定による経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書（有効期間内にある直近のもの。以下「経審」という。）の結果における機械器具設置工事又は清掃施設工事の総合評定値が900点以上であり、特定建設業の許可を有していること。

(2) 告示日以前において、国、地方公共団体その他に準ずる団体の発注した一般廃棄物ごみ焼却施設（焼却能力が1日につき1炉あたり100トン以上のものに限る。）の炉点検整備補修に元請負業者としての施工実績を有する者であること。ただし、共同企業体としての施工実績を有する者については、当該共同企業体の代表者である場合に限る。

(3) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該業務に専任で配置できること。

ア 機械器具設置工事又は清掃施設工事に関する技術士法に関する技術士又はこれと同等以上の資格を有する者（指導監督的な実務経験者等）であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。

ウ 入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

平成25年5月15日から平成25年6月26日まで（奈良

市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

奈良市総務部契約室契約課（設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。）

4 開札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成25年6月27日 午前9時45分

以下省略

(平成25年5月15日揭示済)

奈良市告示第332号

平成25年奈良市告示第238号（予防接種の実施）の一部

を次のように改正する。

平成25年5月15日

奈良市長 仲川元庸

次のよう省略

(平成25年5月15日揭示済)

奈良市告示第333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成25年5月15日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
利楽デイサービス 奈良学園前	奈良県奈良市学園朝日元町二丁目527-15	居宅 通所介護	平成24年11月1日
株式会社ヘルスケアグループ	大阪府堺市堺区山本町1-20-1-513		

(平成25年5月15日揭示済)

奈良市告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年5月15日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
俊成 敬介		柔道整復	平成25年4月3日
そら鍼灸整骨院（俊成 敬介）	奈良県奈良市押熊町395番地の1 梅守マンション1F		

(平成25年5月15日揭示済)

奈良市告示第335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年5月15日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
森 憲治		柔道整復	平成24年2月1日
ほねつぎ もちいどの整骨院（森 憲治）	奈良県奈良市光明院町14-2		
奥本 和佳		柔道整復	平成25年4月30日
ほねつぎ もちいどの整骨院（奥本 和佳）	奈良県奈良市光明院町14-2		

(平成25年5月15日揭示済)

奈良市告示第336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成25年5月15日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
田口 大志		柔道整復	平成25年5月1日
ほねつぎ もちいどの整骨院（田口 大志）	奈良県奈良市光明院町14-2		

(平成25年 5月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第12号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成25年 5月15日

奈良市水道事業管理者
池田 修

1 入札に付する事項

鉛給水管布設替、奈良市朱雀一丁目・右京四丁目地内ほか9件(工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 平成25年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市水道局入札参加者等審査会事務要領による。)並びに建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査の総合評定値に該当する者であること。
- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 水道局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- 当該工事の入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者又は監理技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができません。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の開札日前日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局業務部経理課(設計図書等は、奈良市水道局電子入札システムからダウンロードできます。)

4 開札の場所

水道局 4階 大会議室(北側)

5 開札の日時

別表のとおり

以下省略

(平成25年 5月15日揭示済)

奈良市水道局告示第13号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成25年 5月15日

奈良市水道事業管理者
池田 修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
平和興業株式会社	代表取締役 米澤 勉	大阪府大阪市住之江区粉浜西一丁目2番6号	平成25年 5月7日

(平成25年 5月15日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第9号

平成25年5月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成25年 5月9日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

1 日時

平成25年 5月14日(火)
午前10時から

2 場所

奈良市役所 北棟5階 第21会議室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

- 平成25年度6月補正予算要求について
- 平成26年度奈良市立高等学校入学選抜検査問題作成委員会委員の任命について

議事

議案第6号 奈良市立幼稚園預かり保育事業実施要綱の一部改正について

議案第7号 平成25年度奈良市立学校評議員の委嘱について

議案第8号 平成25年度学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

議案第9号 平成26年度奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について

議案第10号 平成25年度奈良市少年指導委員の委嘱について

議案第11号 平成25年度コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)準備委員会委員の委嘱又は任命について

議案第12号 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について

議案第13号 平成25年度奈良市就学指導委員及び調査員の委嘱又は任命について

その他

(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 4月～5月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で定員になり次第締切させていただきます。(平成25年5月9日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第8号

平成25年6月2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成25年6月3日から平成25年6月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成25年5月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成25年5月1日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第9号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成25年6月3日から平成25年6月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成25年5月1日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟3階
選挙管理委員会事務局内

(平成25年5月1日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第7号

奈良市農業委員会平成25年5月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成25年5月7日

奈良市農業委員会

農地部会長 岡田 善至

1 日時

平成25年5月14日(火) 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室

3 審議案件

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(4月専決処理分)
- (5) 水田・畑地造成形質変更届出について(4月専決処理分)
- (6) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地に取得のあつせん結果について
- (7) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地に取得のあつせんについて
- (8) 知事許可について(4月許可分)

(平成25年5月7日揭示済)

災害対策本部

奈良市災害対策本部告示第1号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年5月14日

奈良市災害対策本部長
仲川 元 庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示
奈良市災害対策本部規程(平成22年奈良市災害対策本部告示第2号)の一部を次のように改める。

第4条第4項中「法令遵守監察監」を「統括官、法令遵守監察監」に改める。

別表第2本部事務局の項中「総合政策部次長」を「総合政策部理事」に改め、同表基盤対策部の項中

「副部長 都市整備部長
副部長 都市整備部理事(兼)建設部理事」を

「部長付 建設部次長」

「副部長 都市整備部長」に、「部長付 下水道室長
部長付 都市整備部参事」

を「部長付 下水道室長」に改め、同表保健救護部の項中

「川上市民生活部参事」を「岡田市民生活部参事」に、

「部長付 保健所次長」

「部長付 保健所次長」を「部長付 保健所参事」に

「部長付 看護専門学校長」

改め、同表支援対策部の項中「部長付 観光経済部参事」

「部長付 観光経済部参事」を「部長付 市民活動部参事」に、「保育課」を「こども園推進課 保育所・幼稚園課」に改め、同表環境対策部の項中「施設課」を「エネルギー政策課 クリーンセンター建設準備課」に改め、同表水道対策部の項中「部長付 浄水場長」を「部長付 業務部参事」に、「経営管理課」を「部長付 技術部参事」に改め、同表避難所支援部の項中「経営管理課 上下水道統合推進課」に改め、「地域教育課長」を「生涯学習課長」に、「地域教育課」を「生涯学習課」に、「教育政策課」を「教育政策課 地域教育課」に、「学務課長」を「教職員課長」に、「学務課」を「教職員課」に改める。

附 則

この告示は、平成25年5月14日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年4月1日から適用する。

(平成25年5月14日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。